

○ 特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第十一条関係）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(損益計算書の区分) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別損失に属する損失は、<u>前期損益修正損、減損損失</u>（特別損失の性質を有する場合に限る。）、災害による損失その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>(損益計算書の区分) 第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特別損失に属する損失は、<u>災害による損失、前期損益修正損</u>その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p> |